

シチズンシップ科「メディア学習」についての考察

～ クラステキスト *This is Citizenship 1* における「メディア学習」～

On “the Media Studies” of Citizenship a Subject

吉田 正生

I はじめに

本論は、英国の新教科シチズンシップにおける「メディア学習」の構成と特質を明らかにしようとするものである。ただ紙数の関係上、広く論ずることはできない。ここでは英国の教師の間で評価が高いと言われているテキストブック *THIS IS Citizenship 1* (以下、*TC1*) の学習内容だけを検討対象とする¹。

これまで、シチズンシップという教科がどのようなものであるか、主として教科理念のレベルで論じられてきた。それによって、シチズンシップ科はどのような目的で設定された教科なのかということ²、そのカリキュラム構成原理はどういうものが明らかにされてきた³。また、そのカリキュラム理念をわが国の社会科に適用し、社会科の発展を図ろうとする研究があった⁴。

他方、広島大学の池野範男を研究代表者とするグループは、現在、シチズンシップ科の普及・充実などに OFSTEAD や QCA などといった教育関係機関がどのような役割を果たしているのか、教師教育はどのように行われているのかなどを明らかにしようとしている。シチズンシップ科の制度的研究である。

本論は、これらの研究とは異なったアプローチをしている。個々の教材レベルでシチズンシップという教科を論じようというのである。教材レベルまでおりたときにはじめて、シチズンシップ科の授業実践（すなわち、実際に子どもたちに何が教えられているのか）

に近づくことができるという見通しとシチズンシップ科の特質を具体的に論じられるのではないかという見通しからである。

「メディア学習」を取り上げたのは、主として次のような理由による。英国ではシチズンシップという教科の誕生以前に「メディア学習」が存在し、「メディア学習」コースあるいは **English** という教科のなかでカリキュラム開発や授業開発が行われてきた。こうしたものとシチズンシップ科における「メディア学習」を比較することによって、シチズンシップ科における学習内容の独自性が析出されてくるであろうという見通しからである⁵。

本論では、単独コースの「メディア学習」をものさしとして *TC1* にみられる「メディア学習」単元の内容を整理したい。

以下、単独コース「メディア学習」の学習内容をバッキングラムに拠って明らかにする(2)⁶。次に *TC1* が「メディア教育」の教科目内容から何を引き継いでいるのか、新たに付加したものは何かを明らかにする(3)⁷。これによって、シチズンシップ科「メディア学習」のカリキュラム構成原理の一つの類型が明らかになるはずである。最後に今後の課題について簡単に述べる(4)。

II 英国における「メディア学習」

メディア学習を教育課程のどこに位置づけるべきか。これについて、英国では次の五つの考え方がある：①“専門教科目”，②“各教

科の一部”⁸，③“英語科の一部”，④“情報教育の一部”，⑤“メディア職業科”。

本論では、メディア教育がその教科目論に基づいて十全に内容が構成されているであろう①を取り上げ、これをシチズンシップ科「メディア学習」のカリキュラム構成原理をみるための物差しとする。

1. 専門コース「メディア学習」⁹の発展

これは、中等教育上学年や高等教育機関に設けられたコースである。

英国において「メディア学習」というコースが現れたのは、1960年代まで遡る。1964年の総選挙に勝利した英国労働党は、それからおよそ8ヵ月後の'65年7月12日、地方教育当局に対して教育科学省通達「中等教育の再編」Circular 10/65: THE ORGANIZATION OF SECONDARY SCHOOL を発し、eleven plus test の廃止と中等教育のコンプリヘンシブ化を命じた¹⁰。11歳時試験の廃止は社会のメリトクラシー化に歯止めをかけようとしたものであり、中等教育の総合制化は11歳時試験の成績に応じて異種の中等教育機関に進んでいた子どもたちを全員、総合制中等学校 Comprehensive School に進学させようとするものであった。いずれも、教育政策の側面から社会の平等化を図ろうとしたものである。この結果、1970年代末には中等学校のコンプリヘンシブ化がほぼ完了した。

Comprehensive School の発足に伴い、そのカリキュラムのなかに生徒が自由に選択できるコースが設けられるようになった。生徒たちは10年生（14歳）になると、選択コースの中からどれか一つを選び2年間学習することになった。さらに、この新しいコースに対応する試験が16歳時統一試験であるGCEやCSE試験にも登場した。

メディア関係のコースの場合、1960年代後半にはじめて、試験科目としてとりあつかわれるものが生まれた。「映画研究」コースがそれ

である。1970年代のはじめには、「コミュニケーション研究」コースや「テレビ研究」コースが誕生した。「メディア研究」コースが生まれたのは、1970年代半ばのことであった。その後、次第に「メディア研究」コースが他を圧していく。'80年代になると、「メディア研究」コースをとる生徒はいっそう増加し、該コースは着実に成長した。Aレベル試験の受験生が驚くほど増加したのである。そうした「メディア研究」コースの発展は、大学など高等教育機関に「メディア研究」課程が前にもまして置かれるようになったことが影響している。

1988年に教育改革法が施行されナショナル・カリキュラムが設定されたとき10の教科目が必修とされたが、そこには「メディア学習」は含まれていなかった¹¹。それにもかかわらず、「メディア学習」は人気の高いものであった。大学にメディア関係の学位取得コースが設けられたり、就職コースがおかれたりしたためである。

2 そのカリキュラム構成原理について

ハート¹²やバッキンガムなど永年、メディア教育に取り組んできた人々は、そのカリキュラム構成原理として、「コンセプト」学習 conceptual understandings（以下、「メディア理解のための視点学習」とする）を採っている。バッキンガムは、これについて次のように述べている¹³。

教科目はいろいろな視点からを定義することができよう。たとえば、どのような知識を学ぶことになるのかという視点からの定義も可能であろうし、またどのような技能を身につけることになるのかという視点からの定義も可能である。しかし、メディア教育の場合には、「メディア理解のための視点学習」という観点から定義するのが一般的である。

バッキンガムが「メディア理解のための視点」として挙げたのは、「生産」Production, 「文法」Language, 「表象」Representation, 「情報の受信者」Audience である。バッキンガムは、この四つの視点は「従来からあるメディアについて学習する際はいうまでもなく、最新のメディアについての学習についても十全の理論的枠組みを与えるもの」であると述べている。これらは、メディア学習のカリキュラム構成原理であり、また授業構成原理の根幹をなすものである。

ハートによれば¹⁴、「文法」の学びのための主発問は「それがどういう意味か、どうやってわかるのか」であり、「表象」の学びのための主発問は「どのようにその主題が示されているか」である。「情報の受信者」の学びのそれは「誰が情報を受け取りそれをどのように解釈しているか」である。

バッキンガムは、この四つについてさらにていねいに説明している。以下、それを見ていく。

(1) 「生産」Production¹⁵

この視点を学ぶ目的は「メディアは、情報を生産しそれを売って利潤をあげている」という見方ができるようにすることである。また、近年の傾向を踏まえると、グローバルな規模にメディア産業が膨張し、一国規模のメディア産業との力のバランスが変わってきているということも重要な学習内容となる。

「生産」を学ぶために、さらに技術

Technologies や仕事 *Professional Practices* など六つの下位視点が用意されている。内容の重なりなどに留意してこれらを整理すると、次の四つの視点からメディアを学ばせるようになっているといえよう。

- メディアの営利企業性：情報を商品として売り、利潤をあげることを目的とした組織であり、経営者やオーナーがいる；商品を売るためにメディア間の連携がある。
- メディアの公共性：商品として作り出される情報も、法規などによって規制されている。しかし、その実効性はどうか。
- メディアの政治社会性：情報の生産・構成に際して、誰の声が反映され誰の声は無視されるのか；テキストの受け手側は受け取る情報の選択が可能なのか。
- メディアの情報生産過程：どのような技術によって(技術)、誰がどのように(組織)、テキストを生産しているのか。

これらをさらにアカデミックな視点に言い換えるなら、メディアを経済学的視点(営利企業性)、法学的視点(公共性)、政治社会学的視点(政治社会性)、技術的視点、組織論的視点から学ばせようとしていることになる。

これを統括目標、下位目標、視点、主発問のかたちで整理したものが、下掲の表1である。

(2) 「文法」Language¹⁶

この視点を学ばせる目的は、意味がどのように作り出されているのかを見る力を育成す

表1. 視点＝「生産」Productionの学習内容

統括目標	メディアは、情報を生産しそれを売って利潤をあげている営利企業である。				
下位視点	経済学的視点	法学的視点	政治社会学的視点	技術的視点	組織論的視点
主発問	○メディアは何を売っているのだろうか。 ○メディアは商品をヒットさせるためにどんなことをするのか。	○メディアを規制している法規にはどのようなものがあるのか。 ○その実効性はどうか	○メディアが作成する情報に大きな影響を及ぼす社会集団はどれか、声が反映されていない社会集団はどれか？ ○メディア情報をそのまま受け取るしかないのか？	○どのような技術を駆使して情報を生産しているのか	○どのような人たちがどのように力をあわせて一つの情報を生み出しているのか

ることである。

このために意味 *Meanings*, 制作作法 *Conventions*, 約束事 *Codes*, ジャンル *Genres*, 選択 *Choices*, 連携効果 *Combinations*, 技術 *Technologies* など七つの下位視点が設定されている。バッキンガムによれば、「文法」学習の要諦はメディアが発出している情報（テキスト）が“何らかの意図の下，構成されたものである”・“構成に当たってはメディアに固有の文法がある”，この2点を学ばせることである。

この二つの学習の要諦のうち、「メディアが発出している情報(テキスト)が“何らかの意図の下，構成されたものである”」という学習は次の表象 *Representation* のそれと結びついて達成されるものである。そこでこれについては表象 *Representation* のところで「統括目標」として示し，ここでは後者だけを統括目標としてとりあげる。このようにすると，ここに残されるのは「文法」の歴史と「文法」の効果，そしてジャンルの三つになる。

「文法」の歴史として学ぶのは，次の二つ，すなわち，

- ・ 制作作法＝現在も踏襲されている制作作法はどのようにして定着してきたのか
- ・ 約束事＝メディアの約束事はどのようにして確立されたのか

の二つであり、「文法」の効果として学ぶのは次の三つである。

- ・ 選択＝「あるカメラ・アングルはどのような効果をもっているのか」といった技法の持つイメージ生成効果
- ・ 連携効果＝「同じ画面でもバックに流れる音楽によって，異なった感じを受けることになる」といったようなことに気づかせるもの
- ・ 技術 *Technologies*＝技術は，意味にどのような影響を与えうるのか

ジャンルとして学ぶのは，「制作作法や約束事は，たとえばニュースとホラー映画とでは異なって用いられているのか」といったものである。

以上を整理したのが下掲の表2である。

表2. 視点＝「文法」*Language* の学習内容

統括目標	メディアは，情報を生産するに当たっては固有の文法を用いて構成している。		
下位視点	「文法」の歴史	「文法」の効果	ジャンル（適用「文法」の相違）
主発問	<ul style="list-style-type: none"> ○現在も踏襲されている制作作法はどのようにして定着してきたのか（制作作法） ○メディアの約束事はどのようにして確立されたのか（約束事） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ある技法は，どんなイメージを生み出す効果があるか（選択） ○他の技法が併用されたとき，効果にどのような違いが見られるか（連携効果） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ジャンルによって，制作作法や約束事は異なるのだろうか。

(3) 表象 *Representation* ¹⁷

“メディアはわれわれにありのままの世界を示すのではなく，メディアが見たもの・思ったこと・伝えたいことを切り取ってわれわれに示している。つまり，メディアが発出する情報は，メディアの何らかの意図のもとに構成されている”。こうした見方ができるようにするために設けられた七つの下位視点——本当らしさ *Realism*, 真相報道 *Telling the truth*, メディアへの登場 *Presence and absence*（何がメディアによって取り上げられ，何は

取り上げられていないか）など——をやはり，内容の重なりに留意して再整理すると，次の三つとすることができる：

- ・ 客観性の装いの解体（メディアは本当は好みを持っていたり誰かの見解を伝えたりしているのに，客観的な事実や真実を伝えているように装っている。したがって，それを脱構築する）＝本当らしさ *Realism*；真相報道 *Telling the truth*
- ・ 表象および価値観の淵源の同定（メディ

アが客観的だという表象は、誰のものであるかをつきとめる) =メディアへの登場 *Presence and absence* ; 事実の歪曲と客観性 *Bias and objectivity*

レオタイプの創出と流通過程を探求する) =ステレオタイプ化 *Stereotyping*
 これらを整理したのが下掲の表3である。

- ・ ステレオタイプ化 (メディアによるステ

表3. 視点=表象 *Representation* の学習内容

統括目標	メディアが発出する情報 (テキスト) は、メディアの何らかの意図のもと構成されている。		
下位視点	客観性の装いの解体	表象および価値観の淵源の同定	ステレオタイプ化
主発問	○メディアが伝えていることは、事実なのかそれとも誰かの意見 (解釈) か	○メディアの言っていることは誰の意見 (解釈) と同じか ○メディアがとりあげていない見解はどういうもので、その見解を抱いている人たち (社会集団) は、どういふものか。	○メディアはどのようにしてステレオタイプを生み出し、浸透させているのだろう。

3 単独“メディア教育”のカリキュラム構成原理の見直し

2. でみたバッキンガムのカリキュラム構成原理は、コミュニケーション過程の図式にくくりなおして整理したほうがわかりやすい。それを図式的にあらわすと図1 (下掲) のようになる。

図1及び表1~3にまとめられたことを視点にして、次章で *TC1* をとりあげ、「シチズンシップ」においては何が教育内容とされているのかを検討してみよう。それによって「メディア学習」に見られなかった契機があればそれは *TC1* において「シチズンシップ」科 (メディア学習) のカリキュラム構成原理として付加されたものと考えることができよう。

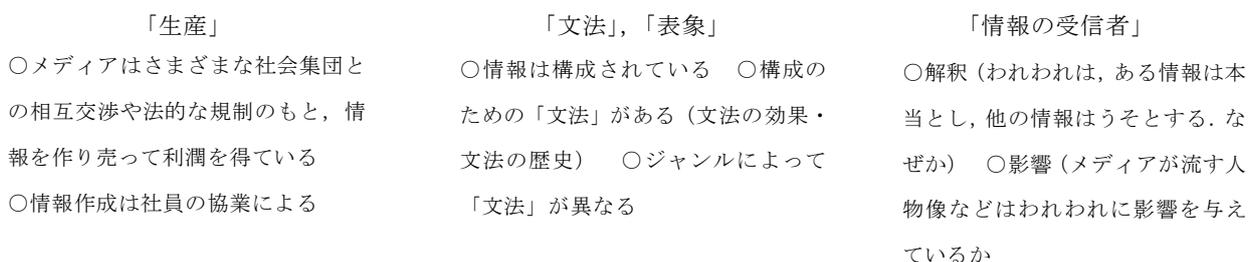


図1 メディア学習の「コンセプト」 (=カリキュラム構成原理)

III *TC1*におけるメディア教育

1 単元構成

*TC1*におけるメディア学習単元は、「メディアと社会」である。これは五つの節からなっている (5.1 メディア日記 ; 5.2 広告

って信じられるもの? ; 5.3 新聞なら信じられるの? ; 5.4 写真は信じられるの? ; 5.5 惑星ホフのメディアを支配しているのは誰?)。

本論では、紙数の関係から「5.5」だけを詳しく紹介・分析する。しかしそれでは、*TC1*

「メディア単元」の全体構成が見えない。そこで、それは図2として論文の終結部に示した。

(1) 「5.5 惑星ホフのメディアを支配しているのは誰か？」

① 内容について

ア) 惑星ホフについて

メディア学習単元には、惑星ホフのメディアが誰によって経営されているのか、どのようなルールに従っているのかだけが説明されており、政治体制はどうなっているのか・どのような人々が住んでいるのかなどについての説明はない。

しかし、セクション2「人権と公共への責任」やセクション4「中央政府と議会」などにそれに関する記述がある。それによると、惑星ホフとは過去の英国社会を非常に単純にモデル化し、それに多少のフィクションを加えて構成された架空社会である。

惑星ホフには、アップパーズ Uppers, キャピトス Capitos, シンカーズ Thinkers, ドゥアーズ Doers, グロンクス Gronks という五つの階級の人々が住んでいる。

アップパーズが支配階級であり、御殿や大邸宅に住んでいる。国民全体に占めるその人口はわずかであるが、惑星ホフを支配している。シーザーあるいは“偉大なる人”と呼ばれる女王がその頂点に立ち、惑星ホフの国民の生殺与奪の権を握っている。重要事項の最終決定権は彼女にある。彼女は自分を批判するような者を国外追放することができる。

国政の運営に当たってシーザーがすべてを掌握するのは不可能であるから、アップパーズの中からミニスターと呼ばれる人々が出て、シーザーの政治を扶翼する。政府は外務省、国務省、教育・健康省、通商産業省、食糧担当省という五つの省からなる。各省のトップがミニスターであり、その下で政策遂行の実務に当たるのがシンカーズ出身の人々である。

政府には、反政府的な活動をする人々をとりしま

るセクロコプスという秘密警察がある。秘密警察に捕まり裁判にかけられるとたいていは有罪となり、衛星に送られ、水晶鉱山で奴隷として働かされる。

シンカーズは、アップパーズが惑星ホフを支配し運営するのを援けている階級である。政府に大量に入り込んでいるだけでなく重要ポストを占めたり、医者、法律家、知識人となったりして活躍している。テレビ局でもたくさんのシンカーズが働き、ニュースを制作している。

シンカーズはアップパーズが一から十まですべてを決定してしまうことには批判的であり、惑星ホフの在り方について意見を述べたいと思っている。アップパーズのやり方を批判する政治集会を開いたとき、先頭に立ったシンカーズたちは逮捕され、政治集会を禁止する法律をアップパーズたちは制定した。

シンカーズのなかから政府機関で働くエリートなどが出るが、惑星ホフの一般国民というのは、このシンカーズの大多数、そして以下に紹介するキャピトス、ドゥアーズ、グロンクスである。彼らは国政に対して何も言わない。また彼らの意見は、国政のいかなる段階でも考慮されることはない。

キャピトスは、過去の英国社会の中小の産業・商業資本家が念頭に置かれて設定されたものである。経済的実力はあるが、社会的評価はシンカーズの方がはるかに高い。そのため、惑星ホフの高等教育機関はシンカーズの子弟のためにしか設けられていない。キャピトスの中には何とかして自分の子どもたちをシンカーズに仕立て上げようと努力する者がいる。そこで非常に少ない割合であるが、毎年キャピトスの子弟のなかから選ばれて高等教育機関に進む者が出る。そちらに進めなかったキャピトスの子弟は、法律学校という実業学校に進学する。

キャピトスの子弟のなかには政府機関に就職しようとする者もいるが、(文化資本が劣るため)面接試験で落とされることが多い。それでもキャピトスは今の惑星ホフの政治システムに満足している。

ドゥアーズは、工場や農場で働く人々である。彼らの賃金はアップパーズにより低レベルに押さえられている。しかも長時間働かなくてはならない。だが住む家は保障され、食料品の値段も固定されている。

また、ただですばらしい医療サービスも受けられる。

しかしながら、ドゥアーズたちは政府の許可がない限り惑星ホフの中で自由に移動することはできない。特別なパスを携帯することが義務づけられており、警官の尋問を受けたとき、そのパスを持っていなかったりすると投獄されることになっている。

ドゥアーズたちは、官立の学校に入学できない。彼らがなすべき仕事は決まっており、それさえできればよいということになっているのである。

ドゥアーズが国政を批判するようなことはほとんどない。そのようなことをしたときに何が生じるかを、彼らはよく知っているからである。それはシンカーズやキャピトスも同じである。

惑星ホフの最下層にいるのは、グロンクスという階級の人々である。彼らはいわば奴隷であり、アップパーズないしはシンカーズの所有物である。グロンクスの間にできた子どもたちもその主人の所有物となる。グロンクスは売買もされる。料理や洗濯などがグロンクスの仕事である。子どもたちは5歳になると頭に電子機具を埋め込まれる。これによって、主人に忠実なグロンクスが出来上がるのである。

イ) 惑星ホフのメディアについて

本單元では、惑星ホフのメディアが銀河連邦の「出版及び放送の自由を守るための規定」(下掲の表4)にかなった状態にあるといえ

るかどうかを生徒に判断させようとしている。

そこで、次の四つの発問が用意されている。

- ・ 惑星ホフでは、記者はニュース原稿に何でも思ったことを書くことができるのか
- ・ テレビの場合はどうだろうか。
- ・ 惑星ホフのアップパーズやシンカーズは、銀河連邦の「出版及び放送の自由をまもるための規定」を遵守しているといつてよいだろうか。もし破っているとすれば、どのように規定違反しているのだろうか。
- ・ 惑星ホフのメディアは、どのように変わるべきだろうか。

この後、惑星ホフのメディアについて次のような説明がなされる。

<惑星ホフのメディア>

惑星ホフのテレビ局は、シンカーズが経営している。テレビから毎日流されるニュースを書くのもシンカーズである。キャピトスとドゥアーズには、番組をつくったりニュースを書いたりすることは許されていない。

グロンクスの家庭を除けば、惑星ホフのどの家庭にもテレビがある。グロンクスは貧しくてテレビを買うことができないのである。ただし、バーや図書館に行けば見ることができる。

どのテレビ番組もまたニュースも、事前にシンカーズから構成される特別委員会の検閲を受けなければ

表4. 銀河連邦「出版及び放送の自由をまもるための規定」

項目	規定内容
見解表明の自由	いかなる見解であっても、それが暴力を引き起こしたり人種間の憎しみを煽ったりするおそれのない限り、自由に出版することもまた放送されることも認められなくてはならない。
メディアの所有	メディアは、特定の個人ないし階級に占有されてはならない。それはメディアが発出する見解を限られた偏ったものにするからである。
報道者たちの独立性	メディアで働く人々は、政府やメディアの所有者から独立してはならない。政府やメディアの所有者はいかなる影響も報道に従事する人々に及ぼすべきではない。
出版・報道の自由	メディアは、公衆に知らせるべきことは自由に報道できるべきである。
メディアに対する不服申し立て権	人々はメディアが虚偽の報道をなした場合には、不服を申し立てることができる。

ば、放送できないことになっている。

このきまりはアップーズとの間で結ばれたものであり、運用は非常に厳格に行われている。内容の判定は次のようなきまりによって行われる：

- ・ シーザーやアップーズを批判してはいけない
- ・ 惑星ホフの在り方を変えるべきだというような考え方を放送してはいけない
- ・ ひどいことばや人を傷つけるような映像を流してはいけない
- ・ アップーズがよしと認めたようにニュースを構成して流さなくてはならない
- ・ 惑星ホフの国民が自分たちのくらしはよいと思えるような番組を作らなくてはならない。

これに従わないどんな番組も放送できない。ルールを破った場合、制作者が逮捕されることもある。実際、過去には何度か惑星ホフの現状を批判した番組を制作したため投獄されたシンカーズもいる。

ウ) 出版の自由について

ここでは二つのことが学習内容とされている。一つは、個人のプライバシーとかかわって、報道の自由がどの範囲まで許されるべきものかということである。今一つは、報道の自由に対する政治権力の統制が危険であることに気づかせようとするものである。すなわち、報道・出版の自由が政治権力から守られなくてはならないということに気づかせようとしているのである。

② メディア学習の視点から

「メディア学習」の視点から整理しよう。

ア) とイ) において、主として学ばれているのは生産の視点である。ただし、メディアは何を売っているのかという「経済学的視点」、
“一つの情報がわれわれに届くまでにはいろいろな人々の働きがある”という「組織論的視点」、また”どのような技術を駆使して情報を生産しているのか”という発問に対応する「技術的視点」からの学びはない。

しかし、「法学的視点」と「政治社会学的視

点」とが学ばれている。「法学的視点」とは、“メディアは法的規制のもとにおかれている”という見方を育成するものであった。惑星ホフのメディア単元では、「どのテレビ番組もニュースも、事前にシンカーズがつくっている特別委員会が一度みて放送してもよいと判定されなければ、放送できないことになっている」という上位のきまりがあることが記述されている。さらに放送の可否の判定は「アップーズやシーザーを批判してはいけない」など四つの規定に基づいて行われていることも記述されている。これはメディアが法的規制の下にあることを示し、「法学的視点」の習得をねらうものである。

「政治社会学的視点」の学びがあることも明らかである。「アップーズがよしと認めたようにニュースを構成して流さなくてはならない」という規定があることを示しているのは、「メディアが作成する情報に大きな影響を及ぼすのは誰か」という「政治社会学的視点」を学ばせるための発問に対応するのである。これに対してウ) においては、メディア学習が行われているのではなく、言論の自由や報道の自由の大切さが学ばれているというべきであろう。確かにメディアは人のプライバシーを暴いたりするなど負の面を持っている。しかし、メディアが政治権力の規制のもとにおかれたときには、われわれの暮らしがいびつなものになること、したがって政治権力にメディアを規制させないようにすることの大切さがここで説かれている。「政治権力とメディアとの関係のあるべき姿についての学習」部分ということができよう。これは、メディア学習から受け継いだものではなく、TC1において「シチズンシップ」科であるからこそ不可欠だとして付加されたものであろう。

IV おわりに

TC1のメディア学習単元において、何が学

習内容とされているかをまとめたのが下掲の図2である。

この図から明らかなように、5.1の導入後、5-2～5-4までで、テキストを見る視点の学習が行われる。そして5-5で「生産」の学習が行われる。ここでは、英国社会そのものを扱うのは避けられている。現実はさらに複雑であること、またメディア規制の法の解釈が単純なものではないからであろう。さらに、英国という実社会に存在するメディアを所有している社会階級を特定することは困難であろうし、どの集団の声が常に反映され、どの集団の声は反映されていないかを特定することも困難だからであろう。実証の知ではなく、あくまでもモデル的な「見方」が教えられているのである。

視点「文法」では、「文法」の歴史は扱われ

ていない。今、生徒が見ている広告や写真の説得技法を見破る力をつけることが第一とされ、「文法」の歴史は有用でないと判断されたためであろう。つまりアカデミックな知ではなく、実践的な知が重視されている。

「表象」では、メディアがある社会集団の「ステレオタイプ化」を行うという学習がみられない。

まったく学習の対象とされていないのが「情報の受信者」に関する見方である。したがって、自分はなぜこうした見方・感じ方・ものの考え方をするのか、誰にあるいは何に影響されているのかといったアイデンティティ探求の機会がないのである。

他方、「メディア学習」にはないのに付け加えられたのが「政治権力とメディアとの関係のあるべき姿について」である。これを広く

〔メディア学習の視点〕

「生産」

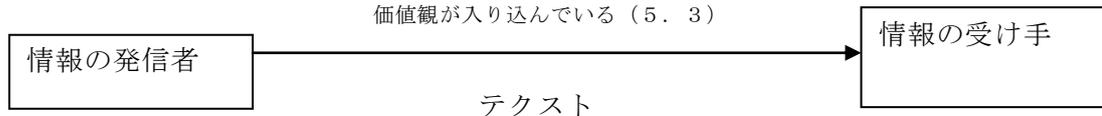
- 「生産」視点の基礎学習：メディアが発出する情報の背後には、何らかの利害を持った情報生産者がいる（5. 4）
- 法学的視点：メディアは法的規制の下に置かれている（5. 5）
- 政治社会学的視点：メディアが作成する情報に大きな影響を与える社会集団が存在する一方、まったくその声が反省されていない社会集団もある。（5. 3）（5. 5）

「文法」、 「表象」

- 「文法」の効果：メディアが用いている「文法」を知り、テキスト読み解きやメディアの意図を解釈するのに役立つ（5. 2）（5. 4）
- 「表象」－「客観性の装いの解体」力の育成：メディアは事実を伝えているように見せているがそうではなく、何らかの意図で切り取ったものを示している（5. 3）（5. 4）
- 「表象」－「表象及び価値の淵源の同定」の学習：メディアが伝えていることの中には、誰か（特定の社会集団）の見解や価値観が入り込んでいる（5. 3）

「情報の受信者」

- ※ 視点学習はなされていない。
- 自分の暮らしとメディアとの深い結びつきについての気づき《学習内容への意欲・関心の惹起》（5. 1）



〔付加された学習内容〕

- メディアの種類と定義《基本的知識》（5. 1）
- 政治権力とメディアとの関係のあるべき姿についての学習（5. 5）

図2 「惑星ホフのメディア」の学習内容一覧

捉えるなら、シチズンシップでは権力が個人や集団・機関をどこまで規制してよいかの重要性とされているということであろう。

以上で英国の教科書 *TC1* が、メディア単元をどのように構成しているかが明らかになった。それはメディア教育の考え方を受け継ぎ、「生産」「文法」「表象」の視点をカリキュラム構成原理の一部として引き継いでいた。他方、政治権力とメディアとの緊張関係、これをシチズンシップ科のカリキュラム構成原理として付加していたのである。

註および引用文献

¹ *THIS IS Citizenship* (Terry Fiehn, 2002; John Murray (Publishers) Ltd) を教科書とせずにテキストブックとしたのには理由がある。わが国の「教科書」定義に比して英国のそれははなはだ曖昧だという(木村浩『イギリスの教育課程改革』東信堂, 2006, 94頁)。ただ、「わが国の教科書に近い」(木村, 同前)の *class text* と呼ばれるものであり、この外にトピック・ブックと呼ばれるものが授業ではよく使われるという。*THIS IS Citizenship* の場合は、*class text* とよばれるものに該当する。

² 戸田善治 2000 「イギリスにおける『市民科』の誕生」、日本社会科教育学会『社会科教育研究』別冊, 61-66頁。

³ 栗原久は、法定のシチズンシップ科が基本的にはNCCの「市民性のための教育」(1990)と同じくコミュニタリアニズムに立つものの、それに対する世論の批判を容れてカリキュラム構成原理のなかに政治的リテラシーの涵養と「グローバルな市民性」を付加していることを明らかにした(栗原 2001 「英国における市民性教育の新しい展開」、日本社会科教育学会『社会科教育研究』No. 86)。

⁴ 藤原孝彰 2006 「アクティブ・シチズンシップは社会科に必要なか—社会科における社会参加学習の可能性を求めて—」、全国社会科教育学会「社会科研究」(第65号), 51-60頁。

⁵ 最終的には、わが国の社会科カリキュラムにおけるメディア学習を充実させるためのステップにしたいという思いもある。メディアは、公民的資質育成の上で不可欠の領域である。メディアが世論形成に大きな役割を果たすからというばかりでなく、子どもの人格形成にも大きな影響を及ぼすものだからである。それにもかかわらず、わが国の社会科カリキュラムにおいて、「メディア学習」は十分に開発されているとは言い難い。

⁶ ロンドン大学の教授であるバッキンガム Buckingham, David は、メディア教育について多くの著作を持っている。本論においてはメディア教育の歴史が簡潔に叙述されている *Media Education: Literacy, Learning and Contemporary Culture* (Polity Press, 2003) を主として参照した。

⁷ QCA の *Citizenship— Scheme of Work for Key Stage 3* —— (2001年)にある”Unit 9 The significance of the media in society”には、本単元の目標 (Expectations) として、「異なった見解を伝える際にメディアが如何に重要な役割を果たすかを理解する」「メディアにおいては重要な話題がどのように叙述されているかを理解する」「メディアがある主義主張を宣伝するために使われ得ることを理解する」などを述べている。

⁸ 英国においてこの考え方を示し最も影響力を持ったのは、1983年にDESが出した報告書、『テレビとテレビ大好きな子どもたち』 *Popular Television and Schoolchildren* である。ここでは、“多くの子どもたちが長時間、様々なテレビ番組をみているという実態がある以上、誰か一人の教師が「テレビ学習」コースをやればすむものではない”ということが論じられている (Buckingham, D. op.cit., pp.89-93)。

⁹ 原語は、A separate academic subject である (Buckingham, D. op.cit., pp.87-88)。

¹⁰ 木村浩 同上書, 4-5頁。

¹¹ Buckingham は、メディア学習に孕まれる政治的性格や科目としては周縁的なものであることなどを考えるとき、このような措置は別に驚くようなものではないと述べている (Buckingham, D. ibid; p. 89)。

¹² Hart, Andrew 1998 *Models of Media Education in England and the Secondary Curriculum for English*, Hart, Andrew(ed.) *TEACHING THE MEDIA*, Lawrence Erlbaum Associates, Publishers, pp.23-56。

¹³ Buckingham, D. op.cit., p.53。

¹⁴ Hart, A. ibid, p.13。

¹⁵ Buckingham, D. op.cit., pp.54-55。

¹⁶ Buckingham, D. ibid, pp.55-57。原語は language である。しかし、Buckingham は、language を「人々になじみのあるまた昔から使用されてきたやり方で意味を伝えようとするもの」(ibid. p.55) という定義の仕方をし、コード (約束事) や コンベンションズ (制作作法) を強調しているので「文法」とした。

¹⁷ Buckingham, D. op.cit., pp.57-59。